

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和 7 年 3 月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

令和 7 年 3 月 定例会

1. 招 集 の 日 時 令和 7 年 2 月 6 日 午前 1 0 時

2. 招 集 の 場 所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合

山桑メモリアルホール会議室

3. 開会、閉会の日時 開 会 令和 7 年 2 月 6 日 午前 9 時 5 2 分

閉 会 令和 7 年 2 月 6 日 午前 1 1 時 6 分

4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦

2 番 勝又 一徳

4 番 山崎 義貞

5 番 伊東 一成

6 番 平山 政利

7 番 佐藤 悟

5. 欠 席 議 員 3 番 行橋 千春

6. 地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席者

管 理 者 宮内 康幸

副 管 理 者 平山 富子

会計管理者 林 美幸

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

匝瑳市環境生活課長 岩瀬 徹

多古町生活環境課長 木内 輝芳

横芝光町環境防災課長 平野 和美

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 戸村 克哉

副主査 郡司 寿一

主査補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度匝瑳市ほか

二町環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務

組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合

事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

て)

議案第 3 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第 4 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第 6 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第 7 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第 8 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について

議案第 9 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 提案理由説明

日程第 6 質 疑

日程第 7 討 論

日程第 8 採 決

日程第 9 一般質問

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について）

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

議案第 3 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第 4 号 令和 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第 6 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第 7 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第 8 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について

議案第 9 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前9時52分】

佐藤議長 本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年3月定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、新たに組合議員になられた平山政利議員に自己紹介をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、自己紹介をお願いします。

平山政利議員 よろしくをお願いします。

平山議員 皆さんおはようございます。この度、匝瑳市議会から環境衛生組合議会に参りました。平山と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤議長 以上で、組合議員の自己紹介が終わりました。

佐藤議長 本日は出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。それでは、これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年3月定例会を開会いたします。本定例会に地方自治法第121条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。よって、配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第1、議事進行上、議席を指定いたします。

ただいま着席されている席を議席に指定いたします。なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をも

ってご了承願います。

佐藤議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。

2番勝又一徳議員と7番佐藤悟議員の両名を指名いたします。

日程第4、これより議案第1号から議案第11号について一括上程いたします。

日程第5、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いします。

宮内管理者

議長。

佐藤議長

管理者。

宮内管理者

皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の折にもかかわらず、ご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案11件のご審議をお願いいたしますが、提案理由を申し上げる前に、当組合の施設の概況をご説明申し上げます。始めに、松山の一般廃棄物最終処分場につきましては、令和5年度に県へ「一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了から廃止までの維持管理計画」を提出しており、今年度は計画に基づき、観測井戸、放流水及び排出ガス等の測定、観測を実施しております。令和7年度以降も廃止に向けて維持管理を実施していきます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年4月の稼働開

始から２２年が経過しており、本年度は集塵機修理や、浄化槽修理、火葬炉の修理工事を実施しております。

施設の利用件数につきましては、平成３０年度までは約９００件でしたが、令和元年度からは約１，０００件、令和４年度からは約１，１００件と上昇しております。引き続き、計画的に施設の維持管理を行いながら、地域住民の皆様が、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。それでは、本定例会に提出いたします議案第１号から議案第１１号につきまして、ただいまからその提案理由を申し上げます。

議案第１号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第２号）について）

本案は、歳入歳出それぞれ２２１万６千円を増額補正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第２９２条の規定において準用する同法第１７９条第１項の規定により、令和６年１２月１６日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

この結果、令和６年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億６千３６２万４千円となりました。

議案第２号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）

本案は、令和７年３月３１日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第２９２条の規定において準用する同法第１７９条第１項の規定により、令和６年１２月２６日に専決処分をしたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第３号、令和７年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

本案は、火葬業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全を図ること及び一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた維持管理を目的に予算を編成し、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6千950万4千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

本案は、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る関係市町別の負担金割合及び金額を定めるため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約第16条第2項の規定により、提案いたしました次第であります。

議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第6号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要

な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第 9 号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、財政状況の公表の期日を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 10 号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 11 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例その他の関係条例について、所要の規定の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

日程第 6、これより質疑に入ります。

はじめに、議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について）」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

戸村事務局長

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員等の給与の改正のため、増額補正するものでございます。補正予算書の 1 頁を、ご覧下さい。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 2 1 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6 千 3 6 2 万

4千円とするものでございます。2頁をご覧ください。歳入につきましては、6款1項の繰越金、221万6千円を補正額として計上し、歳入合計1億6千362万4千円とするものでございます。3頁をご覧ください。歳出につきましては、2款1項、総務管理費、補正額221万6千円、歳出合計1億6千362万4千円とするものでございます。詳細につきまして、次頁、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により、ご説明いたします。5頁・6頁につきましては明細書の総括となっております。7頁をご覧ください。まず、歳入につきましては、6款1項1目、繰越金、補正額221万6千円を一般会計に、計上するものでございます。こちらは、前年度繰越金になります。続きまして、8頁をご覧ください。歳出といたしまして、2款1項1目、一般管理費、補正額221万6千円、内訳といたしましては、1節、報酬、17万7千円、2節、給料、125万円につきましては、会計年度任用職員分の補正となります。3節、職員手当等、54万6千円、18節、負担金、補助及び交付金 24万3千円でございます。一般職人件費及び会計年度任用職員人件費等を、人事院勧告等に準じた、給料表の引き上げのため、不足額を補正いたします。9頁以降につきましては、補正予算給与費明細書となります。議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和6年12月16日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。以上で、説明を終わります。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑につきましては、議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願い申し上げます。それでは、質疑を許します。

伊東議員

議長。

佐藤議長

5番、伊東一成君。

伊東議員

9ページの補正予算の給与費明細書の中で、給与費と報酬については、

先ほどの説明で、会計年度任用職員の給与と報酬だということの説明を受けましたが、補正前と補正後の数値を比較しますと、約2割の補正ということで、補正の割合が多いように感じるんですが、これは全て人事院勧告の影響での引き上げで、それだけ給与と報酬が上がったと捉えてよろしいでしょうか。回答をお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 議員のお見込みのとおり、今回の人事院勧告の影響による給料表の改正におきまして、給料表で会計年度任用職員の給料に適用している職務の級の1級が特に上昇している状況です。以上です。

伊東議員 はい、わかりました。

佐藤議長 他にございませんか。

無いようですので、議案第1号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）ご説明いたします。千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が、令和7年3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものであります。3枚目の千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約をご覧ください。千葉県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正するものです。

別表中の布施学校組合を削除するものですが、次のページ、新旧対照表をご覧ください。改正案のとおり、全ての布施学校組合を削除するものがあります。規約の改正については、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の決議を得たうえで、関係地方公共団体との協議によりこれを定めることになっております。このことから、当環境衛生組合議会での決議も必要となりますが、千葉縣市町村総合事務組合からの通知は、令和6年9月9日付けで、千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について(依頼)により、令和7年1月17日までに、協議の回答を依頼するものでありました。協議の回答には、議会議決書の写し、若しくは専決処分書の写しの提出が義務付けられるものであります。当組合においては、議会の承認を得るには時期的に困難であり、又、急施を要するため、令和6年12月26日付けの専決処分にて対応させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。以上で説明を終わります。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。
質疑ございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。
続きまして、議案第3号「令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 議案第3号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、ご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、1億6千950万4千円と、定めるものでございます。前年比といたしまして、1千247万1千円の増、7.9%の増でございます。2ページが、歳入歳出予算

の歳入の部、3ページが、歳出の部となります。詳細につきましては、次ページの令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書にて、ご説明させていただきます。5ページと6ページが、予算 事項別 明細書の総括でございます。7ページをご覧ください。

それでは、歳入の主な項目について、ご説明申し上げます。2、歳入1款、分担金及び負担金、本年度予算額1億1千939万円、前年比618万7千円、5.47%の増でございます。市町別の負担割合につきましては、説明欄のとおりとなりますが、詳細につきましては、議案第4号で説明させていただきます。2款、使用料及び手数料1項1目、火葬場使用料、本年度予算額1千878万7千円、対前年比111万5千円6.3%の増でございます。3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設モニタリング補助金本年度予算額35万6千円。こちらは、東日本大震災の際に、原子力発電所の事故により放出された、放射性物質による、汚染状況のモニタリングを実施するためのものでございます。8ページをご覧ください。4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金、本年度予算額25万3千円、令和6年10月15日現在の利率により、25万3千円と設定させていただきました。2項1目、土地売払収入、2目、物品売払収入につきましては、窓口といたしまして、それぞれ千円を、設定させていただきました。5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金、本年度予算額3千万円、対前年比500万円、20.0%の増を見込んでおります。6款、繰越金、本年度予算額50万円は、令和6年度と同額を見込んでおります。7款、諸収入、1項1目、預金利子は、千円を計上いたしました。9ページをご覧ください。2項1目、雑入、本年度予算額21万5千円、こちらは、保険取扱い手数料と自動販売機の電気料金等でございます。歳入合計といたしましては、1億6千950万4千円、前年比1千247万1千円、7.9%の増でございます。以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の主な項目について、ご説明申し上げます。10ページをご覧ください。説明範囲につきましては、おおむね100万円以上の項目と、特に必要と思われる項目について、説明させていただきます。

それでは、３、歳出１款、議会費、本年度予算額１２万８千円、前年比４千円、３．２％の増でございます。こちらの内訳につきましては、郵便料金等の値上げによるものです。２款、総務費、１項１目、一般管理費、本年度予算額６千８２３万２千円、前年比７２７万１千円、１１．９％の増でございます。こちらの内訳につきましては、特別職２名、一般職員４名及び会計年度任用職員７名の報酬及び給料、そのほか、各種職員手当、共済費等になります。増額の理由は、人事院勧告による給与の改定及び令和７年度より地域手当の増額によるものです。１１ページをご覧ください。１２節、委託料、１０６万４千円、１３節、使用料及び賃借料、１９１万２千円、内訳につきましては、説明欄に記載のとおりとなりますが、財務会計システムのバージョンアップ及び事務用パソコンリース料の増額となります。

続きまして、２款、総務費、２項１目、監査委員費、本年度予算額２万７千円、年２回実施いたしております監査の監査委員報酬と費用弁償でございます。１２ページをご覧ください。３款、衛生費、１項１目、火葬場事業費、本年度予算額８千５１３万９千円、前年比１千８６７万８千円、２８．１％の増でございます。１０節、需用費、本年度予算額４千５５６万２千円の内、燃料費、９１５万９千円は、火葬に係るガス料金でございます。光熱水費、８１６万円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料、２千７２４万２千円につきましては、火葬炉設備及び底内部の鉄骨の腐食により、下部の化粧板が落下する危険性があるため、底の修繕等にかかる費用です。１２節、委託料、本年度予算額６０６万６千円につきましては、説明欄に記載のとおりとなりますが、その内、主なものといたしまして、６行目の施設定期清掃業務委託料２２４万４千円、７行目の空調機器等保守点検業務委託料７７万円、９行目の植栽整備業務委託料１０７万２千円となります。１３ページをご覧ください。１４節、工事請負費３千１４６万円につきましては、施設外壁のひび割れ及び内部の鉄筋の腐食によるコンクリートの爆裂等が複数箇所発覚したための修理工事となります。２項、清掃事業費、１目、塵芥処理費本年度予算額１千２９７万６千円、対前年比マイナス１千３４８万２千

円、51.0%の減でございます。10節の需用費、本年度予算額349万6千円について、ご説明いたします。消耗品費、138万5千円は、最終処分場で使用する薬品代等でございます。光熱水費148万円は、最終処分場にかかる電気、水道料金となります。修繕料60万円につきましては、最終処分場の水処理施設にかかる修繕費用となります。12節、委託料、予算額938万9千円の内訳といたしましては、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料215万4千円、こちらは週1回の保守管理を委託しているものでございます。一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料、283万4千円、松山清掃工場周辺環境調査業務委託料、100万8千円、一般廃棄物最終処分場除草業務委託料、288万円、こちらは最終処分場の除草作業になります。14ページをご覧ください。5款、予備費につきましては、令和6年度と同額の300万円を計上させていただきました。歳出合計といたしましては、1億6千950万4千円、前年比1千247万1千円、7.9%の増でございます。15ページ以降は給与費の明細書となります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 10ページの職員手当についてですが、先ほど地域手当が上がったという説明がありましたが、匝瑳市役所では職員に地域手当の支給はされてはおりませんが、環境衛生組合の職員は現状既に地域手当が支給されているということでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 令和7年度予算からの新規の計上になりまして、令和6年度は支給されておられません。匝瑳市も令和7年度から支給するため予算計上する予定と伺っておりますので、匝瑳市に合わせて予算計上いたしました。以上です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 ちなみに、支給率は何%でしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 支給率は 2 % の予定になっております。以上です。

佐藤議長 他にございませんか。

山崎議員 議長。

佐藤議長 4 番、山崎義貞君。

山崎議員 初めに、12 ページの委託料の主なもので、定期清掃業務委託料と植栽整備業務委託料と空調機器等保守点検業務委託料について、細かく説明して頂きたいです。またその中で、空調機器等保守点検業務委託料については、令和 6 年度には無かった費用だと思うのですが。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えいたします。施設清掃業務委託は毎月 1 回業者に館内の清掃を委託しておりまして、こちらは令和 6 年度と同額になっております。空調機器等保守点検業務委託は議員お見込みのとおり、令和 6 年度は計上されておられません。令和 5 年度に空調機器更新工事を実施致しまして、工事完了から 1 年間は無償保証期間でしたので、令和 6 年度での保守業務委託はありませんでした。無償保証期間が終了するため、令和 7 年度から新規に保守点検業務委託を実施いたしたく、予算計上しております。植栽整備業務委託については、高木などの維持管理を業者に委託しているものであり、昨今の物価高騰などの影響を加味して 37 万 6 千円増額になっております。

山崎議員 議長。

佐藤議長 4 番、山崎義貞君。

山崎議員 分かりました。もう 1 点、歳入の 8 ページで、財産収入の基金利子で、財政調整基金の利子が 25 万 3 千円ということで計上されています。前年度の 5 千円から増えた理由を教えてくださいと思います。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 預金利率が上がっており、令和6年10月15日現在の利率で計算した預金利子の見込額で計上しております。

山崎議員 議長。

佐藤議長 山崎議員。

山崎議員 環境衛生組合の監査委員をさせていただいている関係で伺いますが、財政調整基金の活用については、現在は定期預金にされておりますが、違う方法での運用を検討したらどうかと思いますが、管理者の答弁をお願いします。

宮内管理者 議長。

佐藤議長 管理者。

宮内管理者 このご意見につきましては、事務局とも相談して検討したいと思います。

山崎議員 わかりました。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第4号「令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 議案第4号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る、負担金の市町別分賦についてご説明いたします。表1からご説明いたします。こちらは、令和7年度火葬場事業費に関する調書です。太枠で囲みました市町負担金の金額、1億677万円に、使用料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を加えた金額が火葬場事業費の計となり、金額は1億5千652万8千円となります。区分ごとの詳細につきましては、説明欄に記載のとおりとなります。表2につきましては、表1の算出根拠となります。市町ごとに、均等割10%、人口割20%、利用割70%の負担割合により算出した表でございます。市町ごとの数字といたしま

しては、匝瑳市の均等割 3 5 5 万 9 千円、人口割 3 万 3 千 5 9 4 人、5 9. 0 %、金額 1 千 2 5 9 万 9 千円、利用割 5 9 5 件、5 7. 8 %、金額 4 千 3 1 9 万 9 千円、合計 5 千 9 3 5 万 7 千円、比率 5 5. 6 %でございます。多古町の均等割 3 5 5 万 9 千円、人口割 1 万 3 千 4 8 5 人、2 3. 7 %、金額 5 0 6 万 1 千円、利用割 2 5 1 件、2 4. 4 %、金額 1 千 8 2 3 万 6 千円、合計 2 千 6 8 5 万 6 千円、比率 2 5. 1 %でございます。横芝光町の均等割 3 5 5 万 9 千円、人口割 9 千 8 1 8 人、1 7. 3 %、金額 3 6 9 万 4 千円、利用割 1 8 3 件、1 7. 8 %、金額 1 千 3 3 0 万 4 千円、合計 2 千 5 5 万 7 千円、比率 1 9. 3 %でございます。3 市町の均等割計、1 千 6 7 万 7 千円、人口割計 5 万 6 千 8 9 7 人、金額 2 千 1 3 5 万 4 千円、利用割計 1 千 2 9 件、金額 7 千 4 7 3 万 9 千円、合計 1 億 6 7 7 万円でございます。次に表 3 をご覧下さい。こちらは、令和 7 年度清掃事業費に関する調書でございます。内容といたしまして、構成市町の負担金 1 千 2 6 2 万円に国庫支出金 3 5 万 6 千円を加えた金額が、清掃事業費の計 1 千 2 9 7 万 6 千円となります。表 4 同上負担金内訳につきましては、表 3 の市町負担金、1 千 2 6 2 万円の算出根拠でございます。匝瑳市の金額が 7 6 4 万 5 千円、比率 6 0. 5 8 %、多古町が 2 7 7 万 6 千円、比率 2 2. 0 0 %、横芝光町が 2 1 9 万 9 千円、比率 1 7. 4 2 %でございます。清掃事業費の負担割合につきましては、令和 2 年度まで過去 1 0 年間の平均値で算出していましたが、令和 2 年度末をもちまして、松山で行っていた廃棄物の収集・運搬・処理業務を廃止いたしましたので、令和 3 年度以降は、令和 2 年度までの、過去 1 0 年間の平均値の比率が、市町ごとの負担率となります。表 5、令和 7 年度関係市町別負担割合及び金額に関する調書につきましては、構成市町の負担割合内訳となります。匝瑳市の火葬場事業費、5 千 9 3 5 万 7 千円、清掃事業費 7 6 4 万 5 千円、合計 6 千 7 0 0 万 2 千円、比率 5 6. 1 %でございます。多古町の火葬場事業費 2 千 6 8 5 万 6 千円、清掃事業費 2 7 7 万 6 千円、合計 2 千 9 6 3 万 2 千円、比率 2 4. 8 %でございます。横芝光町、火葬場事業費 2 千 5 5 万 7 千円、清掃事業費、2 1 9 万 9 千円、合計 2 千 2 7 5 万 6 千円、比率 1 9. 1 %

でございます。構成市町の火葬場事業費の合計といたしまして、1億677万円、清掃事業費の合計といたしまして、1千262万円、この2つの数字が、表1・表3の太枠の数字となります。構成市町の負担合計といたしまして、1億1千939万円でございます。一番下の表と、右側の表につきましては上記5つの表を基に、当組合にて行っております二つの基幹事業の歳入計と、それに伴います歳出内訳を参考までに表記させていただきました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めます。加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得することができる制度です。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 第2条第2項について、55歳というのは、定年が60歳の時に55歳ということで、始まったものではないかと思えます。事実匝瑳市では、55歳としていますが、横芝光町では、定年前5歳ということで、運用されていると思うんですけどもそのあたり議論しているのでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問の中で、横芝光町と議論しているかとのことですが、こちらについては、匝瑳市の条例の方を参照しておりまして、具体的には議論しておりません。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 そうであれば、立法趣旨からして 65 歳まで定年が延長された場合に 10 年も使えることになってしまうので、今この条例を作ることは不適切ではないかと思うのですが、この時期にこの条例を制定する理由というのはあるでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 匝瑳市の条例等を環境衛生組合でも準用しておりまして、匝瑳市での制定がありましたので、今回休業制度について他の制度と併せて提案させていただきます。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 確認ですが、この条例だけ 1 つ制定されなかったとしても、不都合はないという理解でよろしいでしょうか。他の休業制度と一括で制定されなければいけない理由があればお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 高齢者部分休業が可決されない場合でも、この後の議案に対しては影響ないと判断します。

伊東議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第 5 号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第 6 号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発

等休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第6号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めます。大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度となります。4枚目の新旧対照表をご覧ください。本条例の制定に伴い、職員の定数条例の一部を改正する条例、第3条、定数外の職員、第4号自己啓発等休業の承認を受けている職員、が追加されます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第7号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第7号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、地方公務員法第26条の6第1項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めます。公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度となります。4枚目の新旧対照表をご覧ください。本条例の制定

に伴い、職員の定数条例の一部を改正する条例、第3条、第5号、配偶者同行休業の承認をうけている職員、が追加されます。第3条の2、「前項第2号から第4号まで」を「前項第2号から第6号まで」へ改正されます。2ページをご覧ください。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、第2条、育児休業をすることができない職員、第1号「又は匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年条例第 号）第10条第1項」が追加されます。第8条、育児短時間勤務をすることができない職員、第1号「又は匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例、第10条第1項」が追加されます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

（「なし」の声）

佐藤議長 無いようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第8号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。本案は、地方公務員法第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めます。大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする休業制度となります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

（「なし」の声）

佐藤議長 無いようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成

及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第 9 号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。本案につきましては、定例監査を 6 月から 9 月までの期間を 11 月に実施し、10 月から翌 5 月までの期間を 7 月に実施している関係から、財政状況の公表月を改正いたします。3 枚目の新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項中「5 月」を「8 月」に、「11 月」を「12 月」に改めます。第 3 条第 1 項中「5 月」を「8 月」に改め、同条第 2 項中「11 月」を「12 月」に改めます。4 枚目の参考資料をご覧ください。監査期間と公表期間を上下 1 段として表示しております。1 段目の公表期間の令和 6 年 5 月 1 日の公表日では、監査期間の令和 6 年 7 月初旬の監査より前に公表することになることから、公表日を 8 月 1 日に改正いたします。2 段目の公表期間の令和 6 年 11 月 1 日の公表日では、監査期間の令和 6 年 11 月中旬の監査より前に公表することになることから、公表日を 12 月 1 日に改正いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第 9 号の質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第 10 号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第 10 号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。拘禁刑

とは、従来の刑罰である懲役と禁錮を一本化した刑罰です。改正刑法に基づき、令和7年6月1日から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化されるための改正となります。3枚目の新旧対照表をご覧ください。第54条から第56条にかけて「懲役」を「拘禁刑」へ改正いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。
続きまして、議案第11号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、直ちに事務局長に内容の説明を求めます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 それでは、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について ご説明いたします。議案第10号と同様に、改正刑法に基づき令和7年6月1日から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化されるための改正となります。3枚目の新旧対照表1ページをご覧ください。行政不服審査条例の一部を改正する条例、第12条、罰則、2ページをご覧ください。情報公開条例の一部を改正する条例、第42条、罰則、3ページをご覧ください。個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例、附則、第6項から第7項、4ページをご覧ください。個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例、第13条、罰則、いずれも「懲役」を「拘禁刑」へ改正いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは質疑を許します。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 先ほどの議案第10号の議会個人情報保護条例の一部改正は独立した議案でしたが、議案第11号は一括で複数の条例の改正をしています。この違いは为什么呢。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 ただいまのご質問にお答えいたします。

匝瑳市の総務課とも相談いたしまして、議会に関する議案は個別の議案とし、その他の議案については一括して改正するのが良いのではないかと指導をいただきまして、このような提案になっております。

伊東議員 分かりました。

佐藤議長 他にございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 無いようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

日程第7、これより討論に入ります。討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 討論の申し出がありませんので、討論を終結いたします。

日程第8、これより各議案の採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について）原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 多 数)

佐藤議長

挙手多数でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第6号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第7号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の修学部分休業に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第8号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合財政状況の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第9号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第10号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙 手 全 員)

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第11号について、原案のとおり可決されました。

日程第9、一般質問を行います。その前に予め申し添えます。
会議規則第54条の規定により、一般質問については、重複する事項を避け、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いします。
それでは、通告により質問を許します。5番、伊東一成君。

伊東議員 それでは一般質問の通告書に従いまして、質問させていただきます。
前回の議会で、令和5年度の歳入歳出決算書の中で旧火葬場の土地及び駐車場の公有財産を保有していることを知りました。この旧火葬場について、もう何十年も経っているにも関わらず、そのまま保有しているということは、雑草も生えますし、管理などが大変になるかと思っていま

す。どのような現況で、それを管理する費用等は発生していないか伺います。また、このまま保有するということに対して、あまりメリットを感じないと思いますが、今後運用又は処分の検討をしているか伺います。以上よろしくお願いします。

佐藤議長 伊東一成議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

宮内管理者 議長。

佐藤議長 管理者。

宮内管理者 ただ今の、伊東議員の質問にお答えいたします。旧火葬場の管理及び運用についてのご質問ですが、旧火葬場は平成14年3月に運用を終了し、現在は建物を解体し、更地になっております。管理につきましては、当組合職員が、年1回から2回除草作業を実施し、維持管理に努めております。また、今後の運用または処分を検討しているかのご質問ですが、火葬場の跡地であることや、やすらぎの碑が設置されていることから、運用や処分には制約も発生するかと考えます。跡地利用につきましては、先進事例等を調査研究していきます。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 管理者の回答に補足説明させていただきます。旧火葬場跡地、資料をご覧ください。1ページは旧火葬場跡地の位置図になります。県立匝瑳高等学校正門前を西側に進んだ場所になります。2ページをご覧ください。地番現況図になります。①旧火葬場跡地、地目、宅地958.67㎡、②旧火葬場跡地、地目、山林、512㎡、③駐車場跡地、地目、山林、366㎡、合計1,836.67㎡となります。②の現況につきましては、斜面となります。3ページをご覧ください。航空写真となります。4ページをご覧ください。地番現況図①の現況写真となります。道路より奥手側に、やすらぎの碑が設置されております。5ページをご覧ください。地番現況図③の現況写真となります。補足説明は以上となります。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5番、伊東一成君。

伊東議員 年間の管理費用について回答がなかったと思うので、回答をお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 年間の管理費用につきましては、友引日や空いている時間に当組合職員で除草作業を実施しており、作業機械等も組合の備品で実施しておりますので、具体的な数値は算出しておりません。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 除草作業が発生しているということですが、年間の回数や何人程度で実施しているか回答をお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 写真でも確認できるように更地になっておりまして、管理者からの説明があったように、平坦な部分については、草刈り機で年間 1 回から 2 回、1 名から 2 名で除草作業を実施している状況です。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 あまり負担にはなっていないということですが、例えば、この土地を匝瑳高校に預けるというのも一つの手かもしれないと思うのですが、そのような議論をした経緯はあるのでしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 過去の事例ですが、匝瑳高校でイベントを実施する際に駐車場を使用したいとの連絡を頂き、お貸ししたことはありました。最近では、同様の問い合わせを頂いておりません。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 そのような状況でしたら、年間数日でも職員の手間がかかっているなら、私は不要と考えるので、寄付などを考えても良いかなと思いますので、検討していただきたいと思います。ちなみに、旧火葬場跡地の資料の中で 2 枚目の図の中で、①旧火葬場跡地と③駐車場跡地に挟まれた土地が

空白になっていますが、ここは旧火葬場の土地ではなく、ただ空いているということでしょうか。ご存じでしたら回答をお願いします。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 こちらの地番現況図の中央の空白の土地については、詳細を調査できておりませんが、以前から組合の土地ではありませんでした。ここを空けて、匝瑳高校側に駐車場が設置されておりました。

伊東議員 議長。

佐藤議長 5 番、伊東一成君。

伊東議員 写真で木が生えているところが、空白の土地という状況でしょうか。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 お見込みのとおりです。

伊東議員 はい、わかりました。

佐藤議長 伊藤一成議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

佐藤議長 ここで、事務局長より発言の申出がありましたのでこれを許します。

戸村事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

戸村事務局長 令和 6 年 9 月議会の伊東議員からの一般質問の中で回答に不足があったため、遅くなりましたが、補足をさせていただきます。ペットの火葬についてのご質問の中で、動物の死体を東総地区クリーンセンターで受け入れているのかとの質問に回答が不足しておりました。東総地区クリーンセンター、旭中継施設、匝瑳中継施設のいずれも、廃棄物としての焼却でよければ、1 頭につき 5 0 0 円で受け入れております。回答が遅くなり大変申し訳ございませんでした。

佐藤議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。これをもちまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和 7 年 3 月定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

【閉会：午前 11 時 6 分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

佐藤 晴夫

会議録署名議員

勝又 一徳

会議録署名議員

佐藤 悟